

別表第 8

解除の基準

指定場所	禁止行為	承認要件
		車両の停車場
公衆の出入りする部分	危険物品持ち込み	<p>1 従業員等による監視体制が確立されていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。(能力単位 2 以上) ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。</p> <p>3 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。</p> <p>4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める指定数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第 3 に定める数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器 (高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) は、ガス総質量が 5 k g 以下であること。</p>